



あなたの子育てを応援します！

～米原市産後ケア事業～

出産後は、お母さんの心や身体の不調が出やすいものです。子育てについて不安があったり、家族から十分な援助を受けられない。そんな時は、助産師等がいる施設に宿泊したり、日帰りや訪問のサポートを受けることができます。



●利用できる方について

米原市に住民登録のある下記対象者の母親とその乳児(流産死産を含む)

●利用日数、利用期間、利用料について

利用料は施設にお支払いいただきます。(生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は自己負担はありません) 住民税課税世帯の方は下記の利用料がかかります。ただし、居宅訪問、通所、短期入所のサービス利用の合計5日までは減免制度が適用されます。

※空き状況等により、希望どおりの日程で利用ができない場合があります。

※医療行為の必要な方は除きます。

サービス	対象者	利用日数	利用料、時間	減免後の利用料
短期入所型	産後 5 か月未満 (修正月齢を含む)	短期入所型と通所型の合計日数で7日以内	6,000 円、24 時間以内	3,500 円
通所型			3,000 円、8 時間以内	500 円
居宅訪問型	産後 12 か月未満 (修正月齢を含む)	7 日以内	1,000 円、2 時間程度	0 円

●サービスの内容

お母さんの身体や心のケア、赤ちゃんの発育、体重のチェック、授乳や育児に関する相談やサポート(沐浴・赤ちゃんのお世話の仕方等)

●サービス提供施設

利用施設	住所	居宅訪問型	通所型	短期入所型
ゆらら助産所	米原市村居田 628	○	—	—
彩香助産院	長浜市高月町渡岸寺 212-12	○	—	—
市立長浜病院にじいろ	長浜市大成亥町 313	○	○	○
まちのほけんしつ	長浜市平方町 321-3	○	○	○
共同助産所お産子の家	東近江市八日市緑町17-5	—	○	○

☆ご注意ください☆

- キャンセルされる場合は、土日祝日を含まない利用日の前々日の17時までに利用施設および健康づくり課までご連絡ください。連絡がないとキャンセル料(短期入所 1,000 円、デイサービス、居宅訪問は 500 円)が発生します。無料対象の方でもキャンセル料がかかります。
- 感染症がある方は、利用できません。

●申込み方法

まずは、健康づくり課にお電話ください。

(事前相談を受けていただいた上で、サービス利用を決定します)



米原市役所くらし支援部健康づくり課
母子保健担当

住所:米原市米原1016

電話:53-5125 FAX:53-5128